

防府市固定資産税等返還金交付要綱

平成9年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）の課税誤りによる納付金のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により還付することができない税相当額（以下「還付不能金」という。）及びこれに係る利息相当額（以下「返還金」と総称する。）を交付することにより、納税者の被った不利益を救済し、税負担の公平と行政に対する信頼の確保を図ることを目的とする。

(返還対象者)

第2条 返還金の交付を受けることができる者（以下「返還対象者」という。）は、課税誤りによる固定資産税等を納付した納税者又はその相続人とする。
この場合において、相続人が複数ある等の場合は、別に定める書面により代表者として市長に届け出た者とする。

(返還金の額等)

第3条 返還金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 還付不能金の額

(2) 利息相当額

2 前項第1号の還付不能金の額は、課税台帳等によって算定するものとする。

3 第1項第2号の利息相当額は、還付不能金の対象となった固定資産税等が納付された日の属する年度の法定納期限の翌日を起算日とし、返還金交付の決定をした日までの日数に応じ、還付不能金に法定利率を乗じて計算した額とする。

(還付不能金)

第4条 この要綱の規定により返還することができる還付不能金の取り扱いは、次のとおりとする。

(1) 納税者が納税通知書や課税明細書等では誤課税に気づくことが困難な場合であって、市に重大な過失がある場合は、市が保有している課税資料により還付不能金の額が算定できる年度まで返還する。なお、返還対象者が所有する納税通知書及び領収書等により、還付不能金の額及びそ

の納付状況が確認できるものについては、返還金の対象とすることができる。

ただし、還付不能金の対象期間は課税誤りが判明した日の属する年度から起算して20年前の年度までを限度とする。

(2) 納税者が納税通知書や課税明細書等を確認すれば誤課税に気づくことが可能な場合であって、市に過失がある場合は、課税誤りが判明した日の属する年度から起算して10年前の年度までを対象期間とする。

(3) 納税者が納税通知書や課税明細書等を確認すれば誤課税に当然気づくと思われる場合であって、市の過失は軽微なものであるなど前2号に該当しない場合は、地方税法の規定による。

(審査委員会)

第5条 前条の還付不能金の対象を決定するにあたり判断ができない場合は、還付不能金審査委員会に諮ることができる。なお、当該審査委員会については、別に定める。

(返還金の通知)

第6条 市長は、返還金の額を決定したときは、速やかに返還対象者に通知するものとする。

(返還金の交付)

第7条 市長は、返還対象者から適法な請求書が提出されたときは、速やかに返還金を交付するものとする。

(返還金の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正な手段により、返還金の交付を受けた者があるときは、既に交付した返還金の一部又は全部を返還させるものとする。

(施行の細目)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。ただし、第4条第1項第3号に該当する場合は、平成21年5月31日までの間、同項第2号に準じて取り扱う。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。